

長井法人会情報 N025-② 平成25年5月1日発行

5

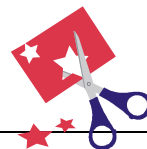
皐月（さつき） 田に苗を植える月で早苗月を略したもの。



5月の事務チェックポイント

- 夏季賞与について、支給相場の情報等を、地元の商工会・商工会議所や同業者などから収集する。
- 春の健康診断を実施するところでは、日時を明示してモシのない様に手配する。
- 新人や新任・転任部課長については、5月病の兆候がないかチェックする。
- 前年度個人住民税の特別徴収税額が市町村から通知されてくるので、各人へ通知するとともに、6月からの特別徴収に備える。
- 暑中見舞状を印刷するところでは、デザインの検討と枚数の確認をしておく。
- 衣がえの準備をしておく。
- 冷房設備、器具の点検、整備を済ませておく。

5月の税務



提出期限	チェック欄	内 容
5月10日		4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
5月15日		特別農業所得者の承認申請
5月31日		3月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
		個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
		3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
		9月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
		法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
		消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
		消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞
	確定申告税額の延納届出による延納税額の納付	
	自動車税の納付	
	鉾区税の納付	

●事前にチェックをし、提出漏れを防ぎましょう！ （公社）長井法人会 TEL88-3960 FAX88-3823

公益社団法人 長井法人会 第1回通常総会のご案内

日 時 平成25年5月27日（月）午後4時～
場 所 タスパークホテル 3階会議室

※平成25年4月1日より、公益社団法人 長井法人会となりました。
第1回目の通常総会ですので、是非ご出席下さいますようお願い致します！！